

## 金沢市開発審査会事後報告基準の一部改正

### 1 改正の理由

賃貸住宅への用途変更は、一戸建て専用住宅として、継続して利用するものであり、周辺の市街化を促進するおそれがないことから、「金沢市開発審査会事後報告」の取扱いとして、一部改正する。

### 2 改正内容

金沢市開発審査会事後報告基準に、賃貸住宅への用途変更を追加する。

### 3 施行日

令和2年4月1日

### 4 新旧対照表

改正	現行
事後報告は以下のものとし、開発審査会の議を得たものとして処理し、後日の開発審査会に報告する。	事後報告は以下のものとし、開発審査会の議を得たものとして処理し、後日の開発審査会に報告する。
1～10（略）	1～10（略）
11 賃貸住宅への用途変更 賃貸住宅への用途変更については、開発審査会の議を経たものとして処理し、事後報告とする。	（新設）